

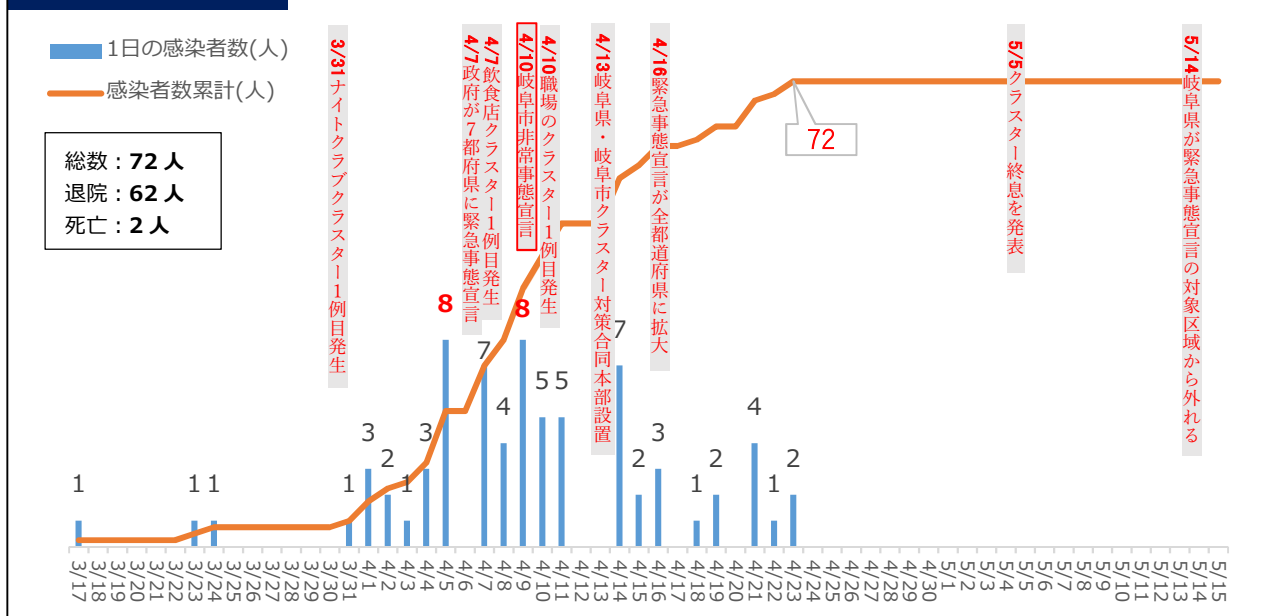
POINT

- 4月24日以降、本日まで23日間、新たな感染者は確認されていない。
- 退院患者数の増加、患者の受入れ可能病床の確保に関する支援、宿泊療養施設の設置により、医療提供体制は安定している。
- 市衛生試験所の1日あたりの検査数を最大60件まで増加したほか、市医師会と連携した「地域外来・検査センター」の設置準備など検査体制の強化・充実が図られている。

⇒ 「感染者数の推移」「医療提供体制」「検査体制」を総合的に勘案し「非常事態宣言」を解除する。

今後も、あらゆる経済活動や市民生活において、感染防止を土台に置く“with コロナ”の考え方の下、感染防止対策を徹底していく。

市発表の感染者数の推移



- 岐阜市では複数のクラスターの発生などにより医療提供体制がひっ迫し、極めて深刻な状況となったため、4月10日に本市として「非常事態宣言」を行い、市民や事業者感染拡大防止への協力を依頼した。

クラスターの早期終息に向け「岐阜県・岐阜市クラスター対策合同本部」を設置し、岐阜県と連携した取り組みを進め、終息に至った。

4月中旬以降、感染者の発生が徐々に緩やかになり、新規感染者ゼロの状態が本日まで23日間継続している。

- 感染者72名のうち62名が既に退院された。また、感染者が再増加した場合に対応すべく医療機関を支援し病床を確保するとともに、宿泊療養施設の設置など、安定的な医療提供体制の確保がなされている。
- 市衛生試験所の1日あたりのPCR検査数が当初の20件から40件、必要に応じ最大60件まで可能になったほか、医療機関で実施する検査も拡大された。さらに、今後を見据え、岐阜市医師会と連携し「地域外来・検査センター」の設置準備を進めるなど検査体制の強化を図っている。
- これら「感染者数の推移」「医療提供体制」「検査体制」を総合的に勘案し、「新型コロナウイルス感染症 非常事態宣言」を、本日5月16日解除する。

新型コロナウイルスのある生活のための
岐阜市総合対策(案)

令和 2 年 5 月 16 日

岐阜市新型コロナウイルス感染症対策本部

目次

1. はじめに

2. 市民の皆様へのお願い

(1) 新しい生活様式の徹底

3. 事業者の皆様へのお願い

(1) 事業再開にあたっての感染防止対策

(2) 働き方の新しいスタイルの実践

4. 岐阜市の対応方針

(1) イベント等の取り扱い

(2) 市有施設等の取り扱い

(3) 学校等の再開等

(4) 保育所、放課後児童クラブ等の再開

(5) 放課後等デイサービス等の閉所要請終了

(6) 保育所における感染症予防対策

5. オール岐阜市役所での感染防止対策

(1) 市民等への呼びかけ

(2) 社会福祉施設における感染防止対策

(3) 市民窓口での感染防止対策

(4) 職員の感染防止対策

(5) 自然災害発生時の感染症対策の強化

(6) 市民病院の診療体制

6. 医療提供体制

(1) 保健所の体制

(2) 検査体制の拡充

(3) 病床の確保

(4) 宿泊療養施設の設置

(5) 患者の搬送

(6) 医療従事者への物資の供給

7. 緊急対策事業

(1) 補正対応済みの対策

① 感染拡大防止対策及び医療提供体制の充実・強化

② 市民生活及び事業者への緊急支援

(2) 今後の対策

① 社会経済活動と感染拡大防止対策

② 医療提供体制の充実・強化

③ 回復に向けての支援

参考1 岐阜市における主な対応状況

参考2 岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部 令和2年5月15日決定「コロナ社会を生き抜く行動指針」

Ⅰ はじめに

5月14日に、政府は、岐阜県を緊急事態宣言の対象区域から解除することを決定しました。一方で、世界の感染者数は450万人に迫り、死亡者数が30万人を超えるなど感染拡大は続いています。また、韓国では規制緩和後に大規模なクラスターが発生し、学校再開が延期となるなど、新型コロナウイルスの感染拡大は一旦沈静化しても再流行するリスクを孕んでいます。

油断は禁物です。新型コロナウイルスとの戦いは、ワクチンが開発されるまでの長いものとなりますが、新型コロナウイルスが潜んでいる日常の中、これまでと同じ生活を送ることはできません。

社会的距離 (SOCIAL DISTANCING) を保つ、3密の回避、手洗い・手指消毒など、経済活動や日常生活のあらゆる場面で市民一人一人が「新しい生活様式」を確実に実践し、感染防止に努め、流行を抑え込む「コロナとともにある (with corona) 新しい日常 (new normal)」、すなわち「コロナ社会」を生き抜いていくという意識への転換が必要です。

このような考えのもと、新型コロナウイルスのある生活のための総合対策を策定しました。

市民の皆様、事業者の皆様が一体となって「オール岐阜市」で感染リスクをできる限りコントロールし、新たな日常を作っていきましょう。

感染の再拡大は2度目の緊急事態に繋がりがねません。今一度、生活スタイルを見直していただきますよう市民の皆様のご協力をお願いいたします。

2 市民の皆様へのお願い

(1) 新しい生活様式の徹底

あらゆる機会に、新型コロナウイルスが潜んでいることを意識し、一人ひとりが基本的な感染対策の習慣を身に着け、緩みなく日々を過ごしましょう。

国の専門家会議で示された『「新しい生活様式」の実践例』（次ページ）を参考に、これまでの生活から、「コロナ社会」での生活への見直しをお願いします。

<「コロナ社会」での生活について>

- 「人との距離確保」「マスク着用」「手洗い」習慣を
 - ・人との距離の確保
 - ・職場や外出先でのイスや行列等では、人との間隔を取りましょう。
(できるだけ2m。最低1m)
 - ・在宅勤務や時差出勤を活用しましょう。
 - ・できる限り予約を取って外出しましょう。
 - ・マスクの着用
 - ・仕事や買い物などで外出するときは、必ずマスクを着用しましょう。
 - ・手洗いの励行
 - ・帰宅したときや、不特定多数の触れる部分に触った後は、必ず手を洗いましょう。
 - ・自らの体調管理の徹底
 - ・検温をはじめ、自らの体調確認を心がけ、体調不良の場合は、無理をして外出・出勤しないようにしましょう。
- 高感染リスクが高まる3つの条件（密閉空間・密集場所・密接場面）が揃う場（注）には、近づかないようにしましょう。

(注) ナイトクラブ等接待を伴う飲食店、スポーツジムなど呼気が激しくなる室内運動の場など、感染の恐れが高い場所は特に注意しましょう。

「新しい生活様式」の実践例

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- ☐ 人との間隔は、**できるだけ2m（最低1m）**空ける。
- ☐ 遊びにいくな**ら屋内より屋外**を選ぶ。
- ☐ 会話をする際は、可能な限り**真正面を避ける**。
- ☐ 外出時、屋内にいるときや会話をするときは、**症状がなくてもマスク**を着用
- ☐ 家に帰ったらまず**手や顔を洗う**。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- ☐ **手洗いは30秒程度**かけて**水と石けんで丁寧に**洗う（手指消毒薬の使用も可）

※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- ☐ 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- ☐ 帰省や旅行はひかえめに。出張はやむを得ない場合に。
- ☐ 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。
- ☐ 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- ☐ まめに**手洗い・手指消毒** ☐ 咳エチケットの徹底 ☐ こまめに換気
- ☐ 身体的距離の確保 ☐ 「**3密**」の回避（**密集、密接、密閉**）
- ☐ 毎朝で体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- ☐ 通販も利用
- ☐ 1人または少人数ですいた時間に
- ☐ 電子決済の利用
- ☐ 計画をたてて素早く済ます
- ☐ サンプルなど展示品への接触は控えめに
- ☐ レジに並ぶときは、前後にスペース

公共交通機関の利用

- ☐ 会話は控えめに
- ☐ 混んでいる時間帯は避けて
- ☐ 徒歩や自転車利用も併用する

食事

- ☐ 持ち帰りや出前、デリバリーも
- ☐ 屋外空間で気持ちよく
- ☐ 大皿は避けて、料理は個々に
- ☐ 対面ではなく横並びで座ろう
- ☐ 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- ☐ お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

娯楽、スポーツ等

- ☐ 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- ☐ 筋トレやヨガは自宅で動画を活用
- ☐ ジョギングは少人数で
- ☐ すれ違うときは距離をとるマナー
- ☐ 予約制を利用してゆったりと
- ☐ 狭い部屋での長居は無用
- ☐ 歌や応援は、十分な距離かオンライン

冠婚葬祭などの親族行事

- ☐ 多人数での会食は避けて
- ☐ 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- ☐ テレワークやローテーション勤務 ☐ 時差通勤でゆったりと ☐ オフィスはひろびろと
- ☐ 会議はオンライン ☐ 名刺交換はオンライン ☐ 対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成予定

3 事業者の皆様へのお願い

新型コロナウイルスの感染防止対策を徹底することは、お客さんを守り、従業員の
方々を守り、なにより、皆さんの事業を守る、極めて大切なことです。

(1) 事業活動再開にあたっての感染防止対策

県の「コロナ社会を生き抜く行動指針」[参考 2](#)(P24～)の共通事項及び
個別事項などを参考に、感染防止対策を実行いただきますようお願いします。

なお、飲食店や小売業などの店舗に対しましては、営業再開に向けた感染拡
大防止対策費用の一部支援など早急に講じてまいります。

(2) 働き方の新しいスタイルの実践

国の専門家会議で示された『「新しい生活様式」の実践例』(P4)を参考に、
これまでの働き方から、「コロナ社会」での働き方への見直しをお願いします。

<「コロナ社会」での働き方について>

- 仕事場は密にならないよう一人ひとりの間隔を空けてください。また、頻繁に換気を行いましょう。
- 人と人が対面する場所は、アクリル板・透明ビニールカーテン等パーテーションを設置するなど遮断する措置を取りましょう。
- 徹底した清掃・消毒を行う、ごみは密閉して廃棄するなど仕事場の衛生対策に努めましょう。
- 従業員のマスク着用を徹底するとともに、手指消毒を徹底しましょう。また、毎日、従業員の健康チェックに努めましょう。
- 在宅勤務や時差出勤を取り入れましょう。また、オンライン会議を活用しましょう。
- 来客等入場者には、マスク着用の徹底を求めるとともに、発熱や風邪症状がある方には入場を控えていただくよう感染防止対策を徹底しましょう。

4 岐阜市の対応方針

(1) イベント等の取り扱い

市が単独で実施するイベントについては、今後においても、新型コロナウイルス感染症対策を優先的に実施していくため、少なくとも9月末まで中止することを方針とし、市が関与する実行委員会等主催者に対して、同様の要請をする。

なお、各種講座について、上記期間中においては、実施の必要性を判断したうえで、県の指針^{参考 2}(P24～)の共通事項及び個別事項に基づいた感染防止対策を徹底し開催する。

民間団体等イベント主催者に対しても、開催にあたっては、県の指針^{参考 2}の共通事項及び個別事項に基づいた感染防止対策を徹底するよう要請する。

(2) 市有施設等の取り扱い

すべての市有施設は、県の指針^{参考 2}の共通事項及び個別事項に基づいた感染防止対策を徹底した後、順次再開していく。^{別紙}

(3) 学校等の再開等

小学校、中学校

- ・ 入学式・始業式 令和2年6月1日(月)
- ・ 授業等の再開 令和2年6月2日(火)
- ・ 電話連絡や家庭訪問を通じて、児童生徒の生活状況を把握する。その上で、5月12日～14日の3日間、市内全学校において「教育相談重点期間」を設け、臨時休業の長期化で悩みを抱える児童生徒や保護者の相談に電話で応じた。
- ・ 小学校、中学校の新学年の教科書に準拠した授業動画を市内教員が作成し、4月20日から「YouTube」岐阜市公式チャンネルで配信。5月末までに約200本の動画配信を予定、学校再開後も予習・復習等に活用していく。インターネットが利用できない場合は授業動画 DVD を貸し出す。
- ・ 岐阜市オンライン学習サービス「e ライブラリアドバンス」を活用し、自宅の端末からドリル学習に取り組み、学習内容の定着が図れるようにする。
- ・ 学校再開に向けて、準備段階として、小学校、中学校では、5月18日～22日の間に家庭訪問を実施し、児童生徒の生活と学習の様子を把握するとともに、規則正しい生活づくりについて声をかける。また、その際「個人懇談希望調査」を配布する。次の段階として、5月25日・26日に登校日を設定し、学習や生活の状況を確認する。その中で「個人懇談希望調査」を回収し、5月27日～29日の間に、希望児童生徒・保護者と教育相談を行う。

- ・ 学校再開後は、2週間を分散登校とし、教室の座席をチェッカーフラッグ式（格子状）にするなど、手洗い・マスク着用の徹底を含め、十分な感染防止対策を実施する。
- ・ 6月1日もしくは2日に、全ての児童生徒に対し、「心のアンケート」を実施し、児童生徒の心身の状態について把握する。
- ・ 中学校3年生を対象に家庭でのオンライン学習環境を確保するため、タブレット端末を約4,000台を導入する。
- ・ 学校再開時の分散登校期間中、牛乳を提供する。

特別支援学校（小学部・中学部・高等部）

- ・ 学校の再開 令和2年6月1日（月）
- ・ 特別支援学校の教職員が作成した「生活単元学習」動画を「YouTube」岐阜市公式チャンネルで配信しており、学校再開後も活用していく。
- ・ 電話連絡や家庭訪問を通じて、児童生徒の生活状況を把握する。その上で、5月12日～14日の3日間を「教育相談重点期間」とし、臨時休業の長期化による悩みや学校再開に向けて不安を抱える児童生徒や保護者の相談に電話で応じる。
- ・ 学校再開時の分散登校期間中、牛乳を提供する。

幼稚園

- ・ 入園式・始業式 令和2年6月2日（火）
- ・ 保育の再開 令和2年6月3日（水）
- ・ 『コロナに負けるな！家庭教育応援プロジェクト』
 コロナウイルス感染拡大防止のための園児の休園等に伴い、家族で過ごす時間が増えてきたため、家族のみんなが、少しでも笑顔になれるように、市内の幼稚園、子育て団体、大学等の協力を得て、家庭での”学びにつながる遊び”を「YouTube」岐阜市公式チャンネルで紹介しており、幼稚園再開後も有効活用していく。
 （4月24日から配信がスタートし、5月15日現在、26本の動画が視聴可能）

岐阜商業高校

- ・ 入学式・始業式 令和2年6月1日（月）
- ・ 授業等の再開 令和2年6月2日（火）
- ・ 生徒の家庭学習支援として、教師による確実な見届けと指導を行うために、

教科書に基づく課題の指示と、4 月 21 日から学習アプリ「Moodle」(ムードル)を利用した学習支援サイトを立ち上げ、生徒の学習支援状況を把握しながら、生徒の理解を助ける動画をオンライン上で配信するなど相談体制の充実を図っている。

女子短期大学

- ・ 授業停止期間:~5 月 31 日(日)
- ・ 5 月 7 日以降、課題レポートによる在宅学修を開始
- ・ 5 月 18 日から一部講義で遠隔授業(オンライン講義)を開始予定

薬科大学

- ・ 5 月 7 日から、遠隔授業(オンライン講義)を実施中

市立看護専門学校

- ・ 5 月 31 日(日)まで自宅研修期間
- ・ 5 月 11 日(月)以降、順次、遠隔授業(オンライン講義)やオンラインによる課題の支援を開始
- ・ 6 月 1 日(月)からは、学校内での授業等を再開予定
- ・ 6 月中旬以降、感染状況を見据えた上で、通常教育体制とし、臨地実習については、実習施設と開始時期を引き続き調整

(4) 保育所、放課後児童クラブ等の再開

- ・ 岐阜市にある保育所、放課後児童クラブ等については、5 月 31 日(日)まで、保護者に対し登園等自粛をお願いする。また、6 月 1 日(月)からは再開できるよう準備を進める。
- ・ 上記期間中は、医療従事者、警察、消防など社会の機能を維持するために就業を継続していただくことが必要な方やひとり親家庭をはじめ、仕事を休むことが困難な方々の子どもに対しては、受入れ体制を維持する。
- ・ 放課後児童クラブは、今後の社会情勢を見据えながら各家庭の状況に勘案し、柔軟な受入れ体制をとる。
- ・ 受け入れ体制の整備や利用料への財政負担については、全面的支援を県に求める。

(5) 放課後等デイサービス等の閉所要請終了

- ・ 岐阜市にある放課後等デイサービス及び児童発達支援事業所への臨時閉所の協力要請を、5月16日(土)をもって解除

(6) 保育所における感染防止対策

- ・ 保育所での様々なリスク低減に向けた取り組みとして、登園時の健康チェック、手洗い・うがいの励行、室内の換気など衛生管理の基本となる対策を継続して実施。保護者が安心して子どもを預けることができる環境の確保に努める。

5 オール岐阜市役所での感染防止対策

(1) 市民等への呼びかけ

市民に向けて

- ・ 「新しい生活様式」を広く市民へ周知するため、市が有する広報媒体のほか、テレビやラジオ等、多様な媒体を活用し、広報を展開
【市公式ホームページ、テレビ、ラジオ、SNS、動画配信（YouTube）、新聞広告、ポスター掲示、防災行政無線、防災情報メール】
- ・ 市有施設において注意看板やポスター等を掲示し、感染防止対策の啓発を実施

外国人市民に向けて

- ・ 市有施設において、消毒、手洗いなど感染防止対策の徹底・周知を喚起するため、多言語での文書の掲示に取り組む。
- ・ ぎふメディアコスモス 多文化交流プラザの相談窓口に来られない外国人市民のために、Skype を活用した生活相談を継続（時間帯変更有）
 - ◇ 英語 毎日 10:00～12:00、13:00～16:00
 - ◇ 中国語 火、木、土 10:00～12:00、13:00～16:00
 - ◇ タガログ語 日～木 10:00～12:00、13:00～16:00
金 14:00～18:00
 - ◇ ベトナム語 日 10:00～12:00、13:00～16:00
- ・ 市 HP 等にて、国・県から提供される多言語情報や周知が必要な市の情報を多言語に翻訳し掲載することを継続

(2) 社会福祉施設における感染防止対策

- ・ 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の改正（5月4日）や「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言（5月4日）」等を踏まえ改正した「感染・まん延防止チェックリスト（県作成）」により、更なる感染防止を徹底
- ・ 高齢者・障がい者が入所する社会福祉施設における感染防止対策を推進するため、手指消毒用エタノールが不足する施設に対し、県と連携して確保
- ・ 感染防止に必要な衛生用品等の購入費用について支援を継続

(3) 市民窓口での感染防止対策

- ・ 土日・祝日も開設する市民課窓口や斎苑をはじめとする市民窓口において、引き続きマスクの着用や手指消毒の呼びかけを徹底するとともに、密にならない待合スペースの維持や、飛沫感染防止対策を継続
- ・ また、住民票の発行などを行う各事務所において、待合スペースの密を避けるため、自家用車内等で待機してもらうことができるよう、ワイヤレスコールを導入する。

(4) 職員の感染症予防対策

勤務形態

① 在宅勤務

- ・ 業務用パソコンを使用したオフラインによる勤務
- ・ 庁内ネットワークに接続できるパソコン(20台)による勤務
(6月以降、100台に順次拡大予定)

② 時差勤務

- ・ 12パターンから選択できる時差勤務

③ サテライトオフィス勤務

- ・ ネットワーク環境を整備したコミュニティセンター等にサテライトオフィスを当面設置

④ 勤務日の割振り

- ・ 勤務日の割振り変更により、週休日を土、日以外に設定

⑤ その他

- ・ 休憩時間帯の拡大を継続
(11時15分～13時30分の間で1時間)
- ・ 本庁舎地下食堂のレイアウトの見直し及び食事の提供時間の拡大を継続
(11時15分～13時30分)
- ・ 会議室を休憩場所として開放(明德庁舎2階)
(12時～13時)

Web 会議の活用

- ・ 出先機関の職員、在宅やサテライトオフィス勤務の職員、外部機関のメンバー等との会議が円滑に図れるよう、Web 会議用の環境を整備、拡充

職員の意識の徹底

- ・ 家族も含めた、日常生活における「新しい生活様式」(P4)の実践
 ※「人との距離の確保」、「マスク着用」、「手洗い」など
- ・ 不要不急の出張・会議の見直しの徹底
- ・ 出勤前の検温実施と体調がすぐれない場合の出勤停止
- ・ 所属長による所属職員の健康管理の徹底
- ・ 職場の清掃・消毒及び換気の徹底
- ・ 職員の行動歴シートの作成

(5) 自然災害発生時の感染症対策の強化

- ・ 風水害や地震など、自然災害が発生することを想定し、新型コロナウイルス感染症を前提とした避難所における感染防止対策を実施
- ・ 県の避難所運営ガイドラインを参考とする避難所運営マニュアルの作成
- ・ マニュアルに基づく資機材の充実
- ・ 市民(自主防災組織)への周知及び訓練の実施

(6) 市民病院の診療体制

新型コロナウイルス感染症対策を引き続き継続しながら

- ・ 外来・入院体制を段階的に通常に戻す
- ・ 延期した手術を段階的に実施
- ・ 健康管理センター(健診事業)について、一部検査の制限を行うものの、段階的に実施
- ・ 病院内への入館規制を引き続き行う

6 医療提供体制

(1) 保健所の体制

- ・ 感染症対策チームを継続するとともに、今後の感染状況に応じ柔軟に組織体制を見直し対応していく。

(2) 検査体制の拡充

① 衛生試験所の検査体制

- ・ 衛生試験所において検査体制を拡充し1日あたり最大40検体、必要に応じ最大60検体／日のPCR検査が可能な状態を維持
- ・ 衛生試験所においては、今後の検体の増加に対応できるよう必要な検査試薬を確保

② 医療機関内検査の拡大

- ・ これまでの行政検査に加えて、PCR法やLAMP法等を用いた検査を医療機関内で実施

③ 市医師会との連携による「地域外来・検査センター」の設置

- ・ 検査体制の増強のため、岐阜市医師会と連携し「地域外来・検査センター」の設置に向け準備中

(3) 病床の確保

- ・ 感染の再流行に伴い入院患者が増加した場合に対応するため、新型コロナウイルス感染患者のための病床を空けた状態にしている医療機関に対し、病床確保に係る経費を補助

(4) 宿泊療養施設の設置

- ・ 岐阜県は、岐阜圏域では、羽島市の「HOTEL KOYO」を1棟借り上げ、265室を確保。本市は、患者搬送の際のスタッフとして職員が対応

(5) 患者の搬送

- ・ 市在住の軽症患者の宿泊療養施設への搬送の際のスタッフとして職員が対応
- ・ 患者搬送には、県保健所等が保有する移送車及び市消防本部の救急車を利用

(6) 医療従事者への物資の供給

- ・ 最前線で治療にあたる医療従事者が使うマスク等医療物資が不足しているため、市内の医療従事者が求めるマスク等医療物資を購入して届ける活動として「岐阜市新型コロナウイルス医療従事者サポート寄附金」の受付中(5月1日(金)～)

※5月12日現在の寄附金総額:約150万円

- ・ 本市に対してご寄附いただいたマスク(用途が決められてないものに限る)について、医療機関に配布

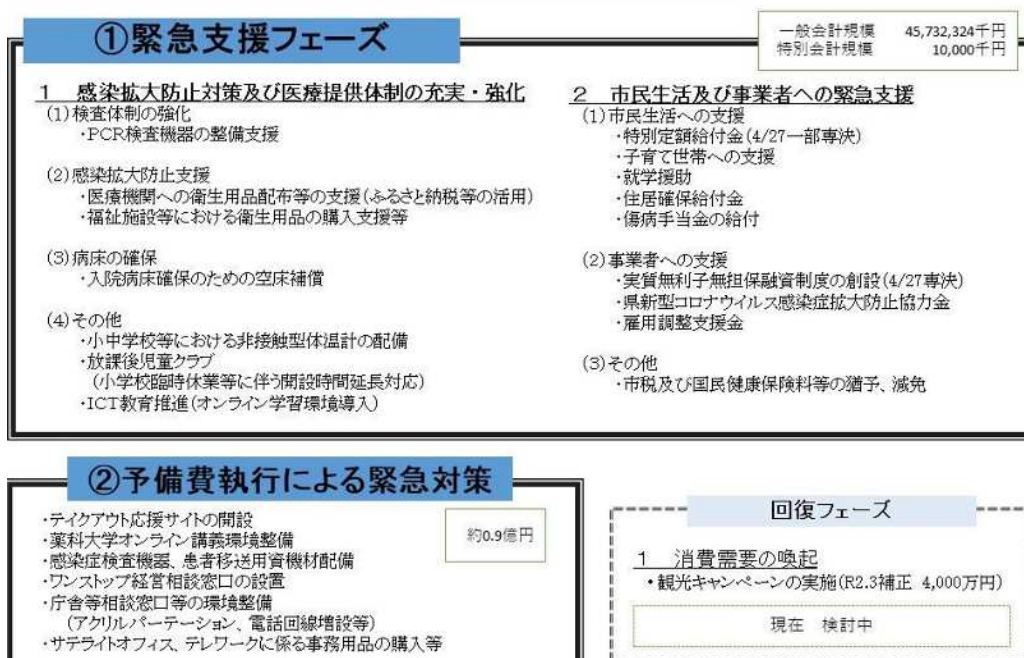
※5月15日現在の寄附枚数:約80,000枚

医療機関への配布:延べ22の医療機関に約18,000枚を配布

7 緊急対策事業

(1) 補正対応済みの対策

新型コロナウイルス感染症 岐阜市緊急対策 (R2.4.27発表)



① 感染拡大防止対策及び医療提供体制の充実・強化

● 検査体制の強化

○PCR検査機器の整備支援(国 10/10)

医療機関等における検査に必要な機器等の整備を支援

※予算 保健所費 規模 1,760 千円(一財 0)

● 感染拡大防止支援

○医療機関への衛生用品配布等の支援(岐阜市単独)

医療従事者等の支援を図るため、ふるさと納税に新たに応援メニュー「岐阜市新型コロナウイルス医療従事者サポート寄附金」を創設し、寄附を活用してマスク等の衛生用品を購入し、配布

○福祉施設等における衛生用品等の購入支援等(保育園等国 10/10)

※障害福祉サービス事業所等(国 2/3、岐阜市 1/3)

※高齢者福祉施設等(岐阜市単独)

保育園、障害福祉サービス事業所等の福祉施設に対し、感染防止に必要な衛生用品等の購入を支援

併せて、岐阜市単独事業として高齢者福祉施設等に対しては、1事業所

10 万円を上限に、衛生用品等の購入を支援

※予算 子ども保育費 規模 53,566 千円(一財 0)

子ども支援費 規模 3,954 千円(一財 0)

障害者総合支援費 規模 22,500 千円(繰入金 7,500)

老人福祉費 規模 102,600 千円(繰入金 102,600)

私立保育園 106 か所、病児・病後児保育施設 7 か所、母子生活支援施設 2 か所、

障害サービス事業所等 330 か所、高齢者福祉施設等 1,026 か所

● 病床の確保

○病床確保の支援(国 1/4、岐阜市 1/4、県 1/2)

新型コロナウイルス感染症患者の受入可能病床を確保するため、病床を空けた状態とする医療機関を支援(@32,000/日) ※既存制度に県単補助を上乗せ

※予算 保健所費 規模 252,387 千円(繰入金 64,298)

● その他

○小中学校等における非接触型体温計の配備(幼:国 10/10、その他:岐阜市 1/2)

登校時に短時間で体温測定が行えるよう市立の幼稚園、小・中・高・特別支援学校に非接触型体温計を配備 ※配備数計 72 台

※予算 保健体育費 規模 1,439 千円(一財 700)

○放課後児童クラブ(国 1/3、県 1/3、岐阜市 1/3)

仕事を休むことが困難な家庭の児童を対象に、小学校の臨時休業等に伴う放課後児童クラブの開設を延長

※予算 青少年育成費 規模 30,766 千円(一財 10,256)

※放課後児童クラブ 46 か所(5 月 7 日現在 64 教室開設)

○ICT教育推進(岐阜市単独)

中学校3年生を対象に家庭でのオンライン学習環境を確保するため、タブレット端末を導入

※タブレット端末機器レンタル計 約 4,000 台

※予算 中学校教育振興費 規模 75,919 千円(一財 75,919)

② 市民生活及び事業者への緊急支援

● 市民生活への支援

○特別定額給付金(国 10/10) ※4/27 一部専決 111,168 千円

国民一人当たり一律 10 万円の特別定額給付金を支給 ※約 40.9 万人を想定

※予算 援護費 規模 40,987,914 千円(一財 0)

全庁から人員を増員し、市民の皆様にも一日も早い支給(5 月中)を目指す。

そのため、5 月 11 日からオンライン申請の受付を開始し、特にお困りの方を対象とした郵送申請の先行受付も開始した。

○子育て世帯への支援

・臨時特別給付金(国 10/10)

児童手当の受給者に対し、児童 1 人当たり 1 万円の臨時特別給付金を支給

※予算 子ども支援費 規模 485,666 千円(一財 0)

※対象児童数 約 4.7 万人を想定

・岐阜市ひとり親家庭等応援金(岐阜市単独)

児童扶養手当を受給する世帯に対し、岐阜市独自の応援金(1 万円)を支給

※予算 子ども支援費 規模 27,589 千円(一財 249、繰入金 27,340)

※対象世帯数 約 2,700 世帯を想定

○就学援助(岐阜市単独)

学用品費や給食費等の援助を行う準要保護について、家計が急変した世帯も対象なるよう直近4か月の収入状況による認定基準を追加(当初予算対応)

○住居確保給付金(国 3/4、岐阜市 1/4)

離職や廃業により住居を失った又は失うおそれがある場合に支給される住居確保給付金について、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受ける方を支給対象者に追加

※対象者 20 人/月を想定(対象者拡充 令和 2 年 4 月 20 日～)

※予算 援護費 規模 21,396 千円(繰入金 5,349)

○傷病手当金(特別調整交付金 10/10)

国民健康保険、後期高齢者医療制度の被保険者のうち、感染または感染が疑われる被用者に傷病手当金を支給(適用:令和 2 年 1 月～)

※予算 国保特会 規模 10,000 千円

● 事業者への支援

○ぎふし新型コロナウイルス感染症対応資金の創設 ※4/27 専決 2,345,700 千円

売り上げ減少など経営が厳しくなっている中小企業を支援するため、実質無利子無担保で融資を受けることが出来る市の融資制度を 5 月 1 日から創設。当初 3 年間の利子を全額補給。(※融資限度額 3,000 万円)併せて、融資に要する原資も増額。

○岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(県 1/2、岐阜市 1/2)

県の休業要請に応じて 4 月 18 日~5 月 6 日までの間、全面的に協力した事業者に対し、協力金を 50 万円支給

※予算 商工業振興費 規模 1,000,000 千円(一財 1,000,000)

○雇用調整支援金(県 1/2、岐阜市 1/2)

国の雇用調整助成金を活用した事業所を対象に、事業主負担分を補助

※予算 労働諸費 規模 208,000 千円(一財 104,000)

○テイクアウト応援サイト開設(予備費執行)

頑張っている飲食店を支援するため、岐阜商工会議所、柳津町商工会と連携し、テイクアウトを実施している情報サイト『ウチ店』を開設。

○ワンストップ経営相談窓口の設置(予備費執行)

事業者の多岐にわたる相談に迅速に対応するため、岐阜商工会議所と連携し、会議所建物内において、会議所の経営相談や国の制度の受付、市の融資認定受付などのワンストップ窓口を 5 月 1 日から開設。

○本庁舎駐車場を活用した市内事業者(岐阜地産地消推進店)の弁当販売の応援

市内事業者を応援するため、本庁舎内の駐車スペースにて、来庁者・職員・近隣住民等を対象として、市内事業者による弁当販売を 5 月 18 日から実施(追加事業 補正予算なし)

● その他

○市税及び国民健康保険料等の猶予、減免

収入が大幅に減少し、市税の納付が困難な方について、1 年間納付を猶予し、猶予期間中の延滞金を免除。また、収入が減少した国民健康保

険、介護保険、後期高齢者医療制度の被保険者に対して保険料を減免
※補正予算なし

○離職又は内定を取り消された方を対象とした職員採用試験の実施

新型コロナウイルス感染症の影響で離職又は内定を取り消された方を対象に、フルタイム会計年度任用職員として採用する試験を実施

募集人数:若干人

採用予定日:令和2年7月1日

任用期間:採用の日から令和3年3月31日まで

(2) 今後の対策(with コロナ)

① 社会経済活動と感染拡大防止対策

社会経済活動や教育、公共施設の再開、更には、それに伴う市民生活の再開にあたり、コロナ社会を生き抜くための行動様式を、各種媒体を通じ市民の皆様や事業者の皆様にお伝えしていく。

公共施設においては、徹底した感染防止対策を図るとともに、店舗等民間事業者に対しては感染拡大防止対策の支援を図る。

併せて、自然災害発生時における避難所等の更なる感染拡大防止策を図る。

教育環境整備に関しては、再度の感染拡大による臨時休業も想定し、学校、家庭などのあらゆる資源を活用したオンライン授業など学習環境の確立を図る。

② 医療提供体制の充実・強化

今後に向けた検査体制の増強のため、岐阜市医師会と連携し、PCR 検査等を実施する「地域外来・検査センター」の市内での設置を図る。

③ 回復に向けての支援

これまでの休業要請等により影響を受けている事業者への更なる経済対策の充実を図るとともに、観光誘客への対策を図る。

また、未就学児も含め、子どもの学びを応援する施策を図る。

参考 | 岐阜市における主な対応状況

1月 27 日	保健所地域保健課に相談窓口を設置
28 日	第1回「新型コロナウイルス肺炎警戒本部会議」開催
2月 3 日	中・南・北市民健康センターに相談窓口を設置 岐阜市衛生試験所において新型コロナウイルスの検査開始
13 日	第1回「新型コロナウイルス肺炎警戒本部幹事会」開催
26 日	第1回「岐阜市対策本部会議」開催(2月21日設置) 県内で初の陽性患者が発生
27 日	第2回「岐阜市対策本部会議」開催(イベント等の開催方針)
28 日	第3回「岐阜市対策本部会議」開催(幼稚園、市立学校等の対応) 保健所地域保健課の相談受付時間を変更(土日祝日も実施)
29 日	第4回「岐阜市対策本部会議」開催(市有施設の休館・一部停止)
3月 12 日	第5回「岐阜市対策本部会議」開催
17 日	第6回「岐阜市対策本部会議」開催(感染症対策アクションプラン) 岐阜市で1例目の感染者(ニューヨークからの帰国者)
18 日	第7回「岐阜市対策本部会議」開催
23 日	第8回「岐阜市対策本部会議」開催
24 日	第9回「岐阜市対策本部会議」開催
31 日	第10回「岐阜市対策本部会議」開催 ナイトクラブクラスター1例目の感染者が発生
4月 2 日	第11回「岐阜市対策本部会議」開催
3 日	第12回「岐阜市対策本部会議」開催 第3回「岐阜県対策協議会」、第3回「岐阜県対策本部」 県による[ストップ 新型コロナ 2週間作戦]の発信
6 日	第13回「岐阜市対策本部会議」開催(推進体制[感染症対策チーム])
7 日	国が新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を発出 (5月6日まで:埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県及び福岡県) 飲食店クラスター1例目の感染者が発生
8 日	第1回「岐阜市対策本部会議」開催(特別措置法に基づく本部会議の開催)
10 日	第2回「岐阜市対策本部会議」開催(岐阜市[非常事態]総合対策)

	岐阜県、岐阜市が「非常事態宣言」発出 ※別添1 職場のクラスター1例目の感染者が発生
11日	市内感染者が50例目を超える
13日	第3回「岐阜市対策本部会議」開催 「岐阜県・岐阜市クラスター対策合同本部」設置
14日	第4回「岐阜市対策本部会議」開催
16日	政府が特措法に基づく緊急事態宣言の対象区域に岐阜県を指定 (特定警戒都道府県)
17日	第5回「岐阜市対策本部会議」開催 ※別添2
20日	第6回「岐阜市対策本部会議」開催
23日	感染症軽症者の宿泊療養施設利用開始(HOTEL KOYO)
24日	第7回「岐阜市対策本部会議」開催(岐阜市[非常事態]総合対策の 見直し)
27日	第8回「岐阜市対策本部会議」開催(新型コロナウイルス感染症緊急 対策) 市長メッセージ発出(市民の皆様へ、こどもたちのみなさんへ)
28日	市長メッセージ発出(大型連休に向けて)
5月 1日	第9回「岐阜市対策本部会議」開催
4日	国が5月31日までの緊急事態宣言の延長を決定
5日	岐阜県、岐阜市が岐阜市内のクラスター終息を発表
6日	第10回「岐阜市対策本部会議」開催 ※別添3
14日	政府が緊急事態宣言の対象区域を全都道府県から8都道府県 に変更、岐阜県は対象区域から外れる
16日	第11回「岐阜市対策本部会議」開催(新型コロナウイルスのある生 活のための岐阜市総合対策の策定) 新型コロナウイルス感染症非常事態宣言を解除

<別添1>

令和2年4月10日

新型コロナウイルス感染症
非常事態宣言

岐阜市では4月以降、新型コロナウイルスの感染が急激に拡大し、接客を伴う飲食店（ナイトクラブ）及び料理店において2件のクラスター（集団感染）が発生しています。加えて、感染拡大に伴い岐阜圏域の病床は逼迫しており、状況は極めて深刻です。

こうした状況を踏まえ、本日、岐阜県において「新型コロナウイルス感染症 非常事態宣言」がなされましたが、岐阜市においても「新型コロナウイルス感染症 非常事態」を宣言します。

感染拡大防止のためには、すべての市民の皆様、企業の皆様、関係団体の皆様の力を結集し、「オール岐阜市」で新型コロナウイルスと戦わなければなりません。皆様のご理解、ご協力をお願いします。

<市民の皆様へのお願い>

○外出を自粛してください

- ・医療機関への通院、食料、医薬品、生活必需品の買い出し、職場への出勤など、生活の維持に必要な場合を除き、平日・週末、早朝・昼・夜・深夜問わず、外出を自粛してください。

○人との距離を保ってください

- ・感染リスクが高まる3つの条件（密閉空間・密集場所・密接場面）が揃う場（接客を伴う飲食店（ナイトクラブ）、料理店、スポーツジム、カラオケ、ライブハウス等）を徹底的に回避してください。
- ・人と接する場合は、可能であれば2メートル程度の距離を保ってください。
- ・少人数の集まりであっても、消毒やマスク着用、換気といった感染防止対策が徹底できない場合は取りやめてください。

○国の緊急事態宣言対象区域への往来は自粛してください

- ・国の緊急事態宣言対象区域への往来は自粛するとともに、当該区域に在住の方についても不要不急の帰省や出張、来訪等を控えてください。

<企業の皆様へのお願い>

○感染拡大防止にご協力をお願いします

- ・テレワークを積極的に活用し、できる限り在宅勤務を行うなど、通勤を最小限に留めてください。
- ・保育所（園）、放課後児童クラブ及び放課後等デイサービス等を原則、臨時休園・閉所するため、特段のご配慮をお願いします。
- ・市内でクラスターが発生している状況を鑑み、店舗の開店時間の短縮、規模の縮小、休業などにご協力をお願いします。

岐阜市長 柴橋 正直

<別添2>

令和2年4月17日

政府の緊急事態宣言を受けて

4月16日に政府より全道府県に対し緊急事態宣言が発令されました。対象期間は、5月6日（水）までです。

特に、岐阜県は、「特定警戒都道府県」に位置付けられました。

すべての市民の皆様、事業者の皆様は、岐阜県より要請される次の事項に従い感染拡大防止を徹底いただきますよう強くお願いいたします。

「オール岐阜市」で新型コロナウイルスと戦わなければなりません。

皆様のご理解、ご協力をお願いします。

岐阜市長 柴橋 正直

岐阜県における緊急措置等

<県民向け>

○徹底した外出自粛の要請（法第45条第1項）

- ・新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第1項に基づき、医療機関への通院、食料の買い出し、職場への出勤など、生活の維持に必要な場合を除き、原則として外出しないこと等を要請

<事業者向け>

○施設の使用停止及び催物の開催の停止要請（法第24条第9項）

- ・特措法第24条第9項に基づき、施設管理者もしくはイベント主催者に対し、施設の使用停止もしくは催物の開催の停止を要請。これに当てはまらない施設についても、特措法によらない施設の使用停止の協力を依頼
- ・屋内外を問わず、複数の者が参加し、密集状態等が発生する恐れのあるイベント、パーティ等の開催についても、自粛を要請

<別添 3>

令和2年5月6日

政府の緊急事態宣言の延長を受けて

5月4日に政府は、全都道府県を対象とした**緊急事態宣言**の対象期間の延長を決定しました。

引き続き、**岐阜県は、「特定警戒都道府県」に位置付けられています。**

すべての市民の皆様、事業者の皆様は、岐阜県より要請される次の事項に従い感染拡大防止を徹底いただきますよう強くお願いいたします。

「オール岐阜市」で新型コロナウイルスと戦わなければなりません。

皆様のご理解、ご協力をお願いします。

岐阜市長 柴橋 正直

岐阜県における緊急措置等

<県民向け>

○徹底した外出自粛の要請（法第45条第1項）

- ・ 新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第1項に基づき、医療機関への通院、食料の買い出し、職場への出勤など、生活の維持に必要な場合を除き、原則として外出しないこと等を要請

<事業者向け>

○施設の使用停止及び催物の開催の停止要請（法第24条第9項）

- ・ 特措法第24条第9項に基づき、施設管理者もしくはイベント主催者に対し、施設の使用停止もしくは催物の開催の停止を要請。これに当てはまらない施設についても、特措法によらない施設の使用停止の協力を依頼
- ・ 屋内外を問わず、複数の者が参加し、密集状態等が発生する恐れのあるイベント、パーティ等の開催についても、自粛を要請

コロナ社会を生き抜く行動指針

令和2年5月15日

岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部

はじめに

- 岐阜県は、新型コロナウイルス感染症対策に当たり、発生した複数のクラスター（集団感染）の終息など、これまで様々な経験を積み重ねてきた。
- 岐阜県は、5月15日より特定警戒県及び緊急事態宣言指定区域の対象から除外されたが、新型コロナウイルスの感染防止対策の徹底は、皆さんにとって、ご自身及びご家族を守り、皆さんの事業、お客様や従業員を守る、極めて大切なことである。
- 今後、第2波、第3波も予想されるコロナとの闘いは、長期戦に亘る可能性が高い。したがって、これからは「コロナとともにある（with corona）新しい日常（new normal）」、すなわち「コロナ社会」を生き抜いていかなければならない。
本指針は、そのための方向づけとなるものである。

目次

1 県民の皆さん	3
2 事業所・店舗の皆さん	
（1）すべての事業所・店舗において対応すべき事項（共通事項）	4
（2）共通事項に加え、事業所・店舗に応じ特に対応すべき事項（個別事項）	
① 飲食店（接待を伴う飲食以外）	7
② 小売業（スーパーマーケット、各種物販店）	8
③ 観光業（宿泊施設、観光施設）	9
④ 遊技施設等〔カラオケボックス、ライブハウス、 パチンコ店、ゲームセンター等〕	10
⑤ 接待を伴う飲食店（「夜の街」）	12
⑥ スポーツジム、マッサージ、理美容業、合唱サークル、 カラオケ教室等	13
3 県の催事施設	
（1）屋内の催事施設	15
（2）屋外の催事施設	16

1 県民の皆さん

- あらゆる機会に、新型コロナウイルスが潜んでいることを意識し、一人ひとりが基本的な感染対策の習慣を身に付け、緩みなく日々を過ごしましょう。

○「人との距離確保」「マスク着用」「手洗い」習慣を

- **人との距離の確保**
 - 職場や外出先でのイスや行列等では、人との間隔を取りましょう。（できるだけ2 m。最低1 m）
 - 在宅勤務や時差出勤を活用しましょう。
 - できる限り予約を取って外出しましょう。
- **マスクの着用**
 - 仕事や買い物などで外出するときは、必ずマスクを着用しましょう。
- **手洗いの励行**
 - 帰宅したときや、不特定多数の触れる部分に触った後は、必ず手を洗いましょう。
- **自らの体調管理の徹底**
 - 検温をはじめ、自らの体調確認を心がけ、体調不良の場合は、無理をして外出・出勤しないようにしましょう。

○高感染リスクから遠ざかりましょう

- 感染リスクが高まる3つの条件（密閉空間・密集場所・密接場面）が揃う場（注）には、近づかないようにしましょう。

（注）ナイトクラブ等接待を伴う飲食店、スポーツジムなど呼気が激しくなる室内運動の場など、感染の恐れが高い場所は特に注意しましょう。

2 事業所・店舗の皆さん

- 本指針は、新型コロナウイルスの感染防止対策について、共通して実施していただくべき「共通事項」とともに、施設類型、業態ごとに特に留意する点を「個別事項」として示している。
- 今後、各事業者団体及び各事業者におかれては、この指針を参考として、具体的な「対策ガイドライン」や「運営マニュアル」を作成していただき、感染防止を徹底していただきたい。

(1) すべての事業所・店舗において対応すべき事項（共通事項）

① 実施体制

防止対策	具体的な方法・注意点
実効性のある対策実施	○ 各事業所や店舗において、感染症防止対策の実施に責任を持つ「対策実施責任者」を選任。 ○ 日々確認のための「チェックシート」を用意。 ○ 発症時における迅速な利用者の追跡のため、あらかじめ連絡先を把握。

② 密集対策

防止対策	具体的な方法・注意点
密状態の回避	○ 利用者同士の間隔確保（できるだけ2m。最低1m） ▪ テーブル、イス等の削減等により確保。 ○ 行列の間隔確保（できるだけ2m。最低1m） ▪ 会計時等における行列の間隔を確保する床サイン等を実施。
入場者の制限	○ 入場制限 ▪ 予約制の導入等による入場人数の制限・コントロールや、営業時間の短縮等。

入場者の制限	○ 入場時の健康確認 発熱がある方その他風邪症状がある方は入場を控えていただく（ポスター等により徹底）。
従業員の対策	○ 勤務体系・勤務場所の分散 - 在宅勤務、時差出勤等の徹底。 - 時間と場所を分散した休憩、食事等の徹底。 - 基礎疾患を有する従業員の配置に関する配慮（接客業務からの配置換え等）。

③ 密閉対策

防止対策	具体的な方法・注意点
密閉対策	○ 頻繁な換気 複数の窓開けによる通気のよい換気、自動ドアの常時開放、換気扇の常時稼働、換気装置つきエアコンの使用、扇風機の外部へ向けての使用等。

④ 密接対策

防止対策	具体的な方法・注意点
飛沫対策	○ 従業員のマスク着用（必須） ○ 入場者のマスク着用（励行徹底） ○ 対面場面の遮断措置 - 人と人が対面する場所は、アクリル板・透明ビニールカーテン等、パーティションで遮断。 - 会計時のキャッシュレス決済の積極的導入。

⑤ 衛生対策

防止対策	具体的な方法・注意点
手指の衛生	○ 入口等での手指消毒等 - 入口及び施設内に、手指消毒設備を設置。 - 従業員及び入場者の手指消毒の徹底。 - ペーパータオルの設置（トイレ等での共用のタオル、ハンドドライヤーの使用禁止）。
施設・物品の清掃・消毒	○ 徹底した清掃・消毒 - 十分な清掃、特にトイレや不特定多数が頻繁に使用する場所の清掃・消毒を徹底（消毒用アルコール製剤、次亜塩素酸ナトリウムも有効）。 - テーブル、イス、ドアノブ、電気のスイッチ、電話タブレット、タッチパネル、レジ、蛇口、手すり、つり革、エレベーターのボタン、不特定多数が触れる部分は、消毒の重点対象。 〔消毒が困難な部分（キーボードなど）については、使用者の手指消毒を徹底。〕
廃棄物対策	○ 密閉して廃棄 - 鼻水、唾液等がついたごみは、ビニール袋に入れ、速やかに密閉して持ち帰り（ゴミ箱が用意できる場合は、しっかりと密閉して廃棄）。 - ごみの回収者は、必ずマスクや手袋を着用。 - マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手洗い。 - トイレの蓋を閉めて汚物を流すことを徹底。
従業員の対策	○ 毎日、従業員の健康チェック（必要に応じ検温） - 体調不良（家族も含む）の場合は必ず休養。 - ユニフォームや衣服は毎日洗濯ないし交換。 - 日頃の行動制限（3密などのリスクがある場所への移動を控える等）を徹底。
入場者の周知	○ 入場者への周知徹底 体調不良時の入場自粛。途中で体調が悪くなった場合は直ちに従業員に申し出。

(2) 共通事項に加え、事業所・店舗に応じ特に対応すべき事項（個別事項）

① 飲食店（接待を伴う飲食以外）

○ 従業員と利用者の接触機会が多い、食事をする際にマスクを外す（飛沫感染のリスクが高まる）、会話が多い等の飲食業の特性から、以下の感染防止対策を実施。

- ・ テーブル間にパーティションを設置。テーブルでの会計実施。
- ・ 入場待ちの行列ができる店は、予約制、整理券等を導入し、入場をコントロール。家族利用に限定することも考えられる。
- ・ 列の間隔を確保する床サイン等を実施。
- ・ 酒類の提供時間の短縮やテレビ上映の停止等により、滞在時間を短縮。
- ・ 個室など密閉した部屋は、換気を徹底。
- ・ 入店時の手指消毒の徹底。
- ・ 多数の人が触れる部分（特に口が触れる物）は、重点的に消毒を実施。

（例）

- ・ チケット自動販売機のスイッチ
- ・ テーブル、イス、メニューブック、呼出ベル
- ・ 水差し、爪楊枝入れ、調味料入れ等
- ・ 食器、コップ、箸、スプーン

（※ 使い捨て物品採用も検討）

- ・ 新聞・雑誌の撤去、使い捨て物品の利用等、共用物品を最小化。
- ・ 可能な限り大皿での取分け方式を控える。同様に、多数の人が共通の調理器具を使うビュッフェ方式（サラダバーを含む）も控える。
- ・ 歌唱を伴うパフォーマンス等、店内イベントを控える。
- ・ 利用者への呼びかけ（ポスター、放送等）を実施。

（例）

- ・ 食事を終えたらマスクを着用しましょう
- ・ 空いている時間帯に食事をしましょう
- ・ 長時間の滞在は控えましょう
- ・ レジに並ぶ際は距離を保ちましょう
- ・ 大声での会話は控えましょう
- ・ 発熱等風邪症状をお持ちの方はご遠慮ください

② 小売業（スーパーマーケット、各種物販店）

○ 消費者が密集しやすくなる一方で、生活必需品を扱うケースが多く、事業継続が必要となる小売業の特性から、店舗の規模に応じながら、以下の感染防止対策を実施。

- 休憩スペースやフードコートがある場合、テーブル、イスの削減等により、間隔を確保（四方を空けた席配置等）。
- 高齢者、障がい者、妊婦の方等の優先スペース（テーブル、イス）を確保。また、混雑する場合、特定の時間帯を高齢者、障がい者、妊婦の方等に優先入店させる時間帯を設定。
- タイムセール等の際、密集が発生しないよう工夫。
- 入店時の手指消毒の徹底。
- 多数の人が触れる部分は、重点的に消毒を実施。

（例）

- ショッピングカートの手すり
- 買い物かご
- セルフレジのタッチパネル
- レジテーブル
- 商品サンプル、展示商品

※ アパレル販売については、試着室を特に消毒対象とするとともに、飛沫がついた場合は申し出ていただく。

- 試食コーナー、包装無し販売形式、従業員によるマイバッグへの詰め替えを取りやめること。
- 利用者への呼びかけ（ポスター、放送等）を実施。

（例）

- 必ずマスクを着用しましょう
- 買い物は少人数でしましょう
- 空いている時間に買い物をしましょう
- 短時間で買い物をしましょう
- レジで並ぶ場合は距離を保ちましょう
- 買いだめや買い急ぎは控えましょう
- 買い物の回数を減らしましょう
- 発熱等風邪症状をお持ちの方はご遠慮ください

③ 観光業（宿泊施設、観光施設）

○ 不特定多数の方々が各地から集まり、また、宿泊以外にも食事や懇親の場としての共有スペースが多い特性がある宿泊施設については、以下の感染防止対策を実施。

- 宿泊予約人数の制限（当面、利用者の地域制限を行う等の段階的移行も考えられる）。
- 客室定員の制限（通常より少人数とする）。
- 浴場、ロビー等の共用スペースは、可能な限り宿泊者別の時間設定を行うなど、利用者をコントロール。
- ナイトクラブやカラオケ、卓球等、これまでクラスター発生の経験がある施設やこれと同種の施設は、「3密」の状態を生じさせないように格段の留意を払うとともに、開業する場合は、本指針の「1（2）④ 遊技施設等、⑤ 接待を伴う飲食店」部分の感染防止対策をさらに実施。
- マージャン牌等の貸出中止。浴場（サウナ含む）の消毒等管理徹底。
- 多数の人が触れる部分（特に口が触れる物）は、重点的に消毒を実施。

（例）

- テーブル、イス、メニューブック、呼出ベル
- 水差し、爪楊枝入れ、調味料入れ等
- 食器、コップ、箸、スプーン

（※ 使い捨て物品採用も検討）

- 共同浴場のドアノブ、ロッカー、ドライヤー
- ロビーのテーブル、カウンター
- 遊技設備（ゲーム等）のボタン、スイッチ
- 貸し出し器具
- 共同トイレのドアノブ、流水レバー
- 送迎バス等

- 発熱がある方その他風邪症状がある方をチェックイン時に確認。
- 利用者への呼びかけ（ポスター、放送等）を実施。

（例）

- 宿泊室以外では必ずマスクを着用しましょう
- 丁寧かつ頻繁な手指消毒を徹底しましょう
- トイレをご利用後は蓋を閉めて流しましょう

- 観光施設については、「2 県の催事施設」に記載の入場制限や対策を実施。

④ 遊技施設等

<カラオケボックス、ライブハウス>

○ 密集した状況で歌唱を行う特性のあるカラオケボックス、ライブハウスについては、飛沫感染のリスクをできるだけ低減することが重要であり、以下の感染防止対策を実施。

- 入室人数を制限し、利用者間の距離を確保。カラオケボックスの場合は、小部屋のイスの削減、家族限定の利用等を実施。
- 受付カウンターの受付及び会計の列の間隔を確保するための床サイン等の実施。
- 滞在時間短縮のため、酒類の提供時間を短縮。
- カラオケボックスの個室は30分に1回以上、数分間程度、扇風機活用により扉から換気。館内の換気にも特に留意。
- 歌唱にあたってのマスク着用又はパーティションの設置。スタンドマイクの活用。
- 歌唱者以外の者の声援や応援、入り待ちや出待ちを控える。
- 多数の人が触れる部分（特に口が触れる物）は、重点的に消毒を実施。

（例）

- カラオケ機のリモコン、マイク
- 食器、コップ、箸、スプーン、調味料等
（※ 使い捨て物品採用も検討）
- テーブル、イス、メニューブック、電話、水差し等
- 個室に除菌シート等を配置し、リモコンやマイクの消毒を利用者に励行

- 利用者への呼びかけ（ポスター、放送等）を実施。

（例）

- 歌唱中もマスクを着用しましょう
- 空いている時間帯に利用しましょう
- 長時間の滞在は控えましょう
- レジや入店待ちの際は距離を保ちましょう
- 大声での会話は控えましょう
- 発熱等風邪症状をお持ちの方はご遠慮ください

＜パチンコ店、ゲームセンター等＞

○ 基本的には一人又は少人数で行う遊技であるものの、密閉された空間の中で密集が生まれやすい施設の特性から、以下の感染防止対策を実施。

- 利用できるパチンコ台を一つ置きにする、ゲーム機数を削減する、距離を開ける等、複数人が密接する状況を削減する。
- 自動ドアの常時開放等換気の徹底。
- 飲食の禁止。
- 大声で会話するリスクを避けるため、大音量でのBGMを控える。
- 多数の人が触れる部分は、重点的に消毒を実施。

(例)	▪ パチンコ台のハンドル等 ▪ スロット台のボタン、レバー等 ▪ 玉、玉貸機スイッチ ▪ メダル、メダル貸出機スイッチ ▪ ゲーム機操作レバー、ボタン等
-----	--

- 利用者への呼びかけ（ポスター、放送等）を実施。

(例)	▪ 遊技中もマスクを着用しましょう ▪ 空いている時間帯に利用しましょう ▪ 長時間の滞在は控えましょう ▪ レジや入店待ちの際は距離を保ちましょう ▪ 大声での会話は控えましょう ▪ 発熱等風邪症状をお持ちの方はご遠慮ください
-----	--

⑤ 接待を伴う飲食店（「夜の街」）

- 接待を伴う飲食店では、全国的にクラスターが多く発生しており、徹底的な感染防止対策が求められる。
- そのため、「共通事項」に定められた感染防止対策をしっかりと実行することに加え、ソーシャル・ディスタンス（人と人との距離）の徹底をはじめとする対策を実施する。
 - 対面接待を避けるための席の配置の見直しや入場制限等、従業員と利用者の間のソーシャル・ディスタンスを徹底。
 - 従業員及び利用者のマスク着用の徹底。
 - 従業員、特に副業を有したり、派遣されている従業員については、健康チェックを徹底。
 - カラオケの利用自粛、又はマスクを着用あるいはパーティションの設置の上で歌唱。
 - 歌唱、ダンスを伴うパフォーマンス等、店内イベントの自粛。
 - 大声での会話抑制のため、BGMの音量を控える。
 - 更衣室、休憩室、シャワー室の清掃、除菌の徹底。
 - つまみ等の食事は取り分けて提供する等、多数の人が共用する大皿等の食事提供方法は控える。
 - 多数の人が触れる部分（特に口が触れる物）は、重点的に消毒を実施。

（例）

- テーブル、イス、メニューブック、呼出ベル
- アイスペール、マドラー
- 水差し、爪楊枝入れ、調味料入れ等
- 食器、コップ、箸、スプーン

（※ 使い捨て物品採用も検討）

- カラオケ機のリモコン、マイク

- 利用者への呼びかけ（ポスター、放送等）を実施。

（例）

- 必ずマスクを着用しましょう
- 長時間の滞在は控えましょう
- 大声での会話は控えましょう
- できるだけマスクを着用しましょう
- トイレをご利用後は蓋を閉めて流しましょう
- 発熱等風邪症状をお持ちの方はご遠慮ください

- 仮にクラスターが発生してしまった場合に検査等の対策を迅速に実施できるようにするため、利用者の連絡先を把握。

⑥ スポーツジム、マッサージ、理美容業、合唱サークル、カラオケ教室等

<スポーツジム>

○ スポーツジムは県内でクラスターが発生した施設であるが、マシン等の利用後の懇談がクラスター発生の原因と指摘があった。そのため、マシンの消毒等に加え、利用方法についても特に注意が必要である。

- ・ マシンや座席数の削減等により距離を確保。
- ・ 利用者同士の間隔が取れない場合等集団レッスンの中止も検討。
- ・ 更衣室、休憩室等の利用制限による懇談（茶話会）の制限。
- ・ 受付、会計等の列の間隔を確保する床サイン等の実施。
- ・ 多数の人が触れる部分は、重点的に消毒を実施。

(例) ・ トレーニングマシン、トレッドミル
・ ジムエリア及びスタジオのフロア、マット、ダンベル等

- ・ 更衣室、休憩室、シャワー室の清掃、除菌の徹底
- ・ 利用者への呼びかけ（ポスター、放送等）を実施。

(例) ・ 必ずマスクを着用しましょう
・ 発熱等風邪症状をお持ちの方はご遠慮ください
・ 長時間の滞在は控えましょう
・ 人と人との間隔を適切に保ちましょう
・ 大声での会話は控えましょう
・ 空いている時間帯に利用しましょう

<マッサージ等>

○ マッサージ等リラクゼーションは、施術者と利用者の身体的な距離が近く、機器等の消毒の徹底と飛沫感染防止に特に留意。

- ・ 施術者、利用者双方のマスク着用等、飛沫感染リスクの低減。
- ・ 施術が終了したあとのベッド等の消毒の実施、特に顔面が触れる部分の消毒の徹底、使い捨て物品の再利用の禁止の徹底、タオル等の施術ごとの交換、洗濯の徹底。
- ・ 待合室での利用者間の距離の確保。

<理美容業>

- 理美容業は、利用者と顧客の身体的距離が近く、器具（はさみ等）の消毒の徹底と飛沫感染防止に特に留意。
 - 従業員、利用者双方のマスク着用等、飛沫感染リスクの低減。
 - 待合室での利用者間の距離の確保。

<合唱サークル、カラオケ教室等>

- 合唱は、県内クラスターの原因となった行為であり、合唱サークルやカラオケ教室等については、歌唱の際、特に留意が必要である。
 - 大声または大人数での歌唱、声援行為は、屋外または、少人数毎に分けて行うこと
 - 歌唱者同士、又は歌唱者とそれ以外の者との間隔を2 m以上確保
 - 円陣になりお互いに対面した歌唱、声援行為の禁止
 - 歌唱する者以外はマスク着用
 - 歌唱が終わるたびに頻繁に換気
 - レッスンとレッスンの間隔は、換気・清掃等を十分に行えるだけの時間を設けること

3 県の催事施設

(市町村、民間の催事施設についても、以下を参考としていただきたい。)

※ 共通する事項

- ・ 入場者数を制限し、滞在時間を短時間として管理運営。
- ・ 来場者の連絡先の登録、確認（来場者の感染を確認した場合、他の来場者に速やかにメール連絡するシステムを今後早急に構築）。
- ・ 来場者の健康チェック（検温、マスク着用の確認）。
- ・ 可動席を使用する場合は、席と席の間隔を空けて設置し、固定席を使用する場合は、前後左右の隣接する席を空けて使用。
- ・ 入場券販売所、案内所、入場ゲート、物販コーナーの会計場所等において、列の間隔を確保するための床サイン等を実施。
- ・ 大声での発声、歌唱、声援又は近接した距離での会話が想定されないイベントに限り実施。マイクの使い回しは避ける。
- ・ 多数の人が触れる場所は、消毒を重点実施。
- ・ 人と人の距離を安定して確保できない場合は、基本的に開催を控える。コンサートの立ち見等は控える。
- ・ 無人施設においては、3密回避、手洗い・うがいの励行を看板掲示や職員巡回等により呼びかけ
- ・ 主催者や来場者に対して、適切な感染防止対策を踏まえた施設利用をするよう徹底（施設借上げ時の説明、チェックリストの提出等）。

(1) 屋内の催事施設

- ・ 多数の人が触れる部分は、重点的に消毒を実施。

(例) ・ 受付カウンター、待合イス、自動販売機のスイッチ
・ 共用物（遊具、健康器具、アミューズメント系機器のボタン類、マイク等）

- ・ 利用者への呼びかけ（ポスター、放送等）を実施。

(例) ・ 必ずマスクを着用しましょう
・ 空いている時間帯に利用しましょう
・ 長時間の滞在は控えましょう

- ・受付に並ぶ際は距離を保ちましょう
- ・大声での会話は控えましょう
- ・発熱等風邪症状をお持ちの方はご遠慮ください

- ・当面は、1回当たり原則として100人以下、かつ収容定員の半分以下の参加人数のイベントに限って実施（1イベントあたり。時間をずらす等の工夫は可能）。
- ・以下のようなイベントの開催は控える。

- (例)
- ・グループ討論、ワークショップ方式の講座等
 - ・レクリエーション、対面式の運動等

- ・可能な場合、入口と出口とを分離、また、見学ルートを設定。

(2) 屋外の催事施設

- ・遊具、アトラクションに関する感染防止対策（遊具等使用後の手洗いの励行周知、場合によっては使用制限等）を実施。
- ・多数の人が触れる部分は、重点的に消毒を実施。

- (例)
- ・自動販売機のスイッチ
 - ・屋外トイレのドアノブ、流水レバー、遊具等

- ・利用者への呼びかけ（ポスター、放送等）を実施。

- (例)
- ・必ずマスクを着用しましょう
 - ・空いている時間帯に利用しましょう
 - ・長時間の滞在は控えましょう
 - ・受付に並ぶ際は距離を保ちましょう
 - ・発熱等風邪症状をお持ちの方はご遠慮ください

- ・当面は、1回当たり原則として200人以下、かつ人と人との距離（できるだけ2m）を十分に確保できるイベントに限って実施（1イベントあたり。時間をずらす等の工夫は可能）。
- ・屋内に比べて不特定多数が集まることが想定されるため、会場整理を行う職員を十分に配置。
- ・以下のようなイベントの開催は避ける。

- (例)
- ・レクリエーション、対面式の運動等

市有施設の開館方針

令和2年5月16日時点

【屋内施設】

施設名 称		所管部	所管課	連絡先	開館予定日	備考
○ 観光施設						
1	岐阜城	ぎふ魅力づくり推進部	観光コンベンション課	058-263-4853	5月22日	—
2	麒麟がくる 岐阜 大河ドラマ館	ぎふ魅力づくり推進部	大河ドラマ推進課	058-201-3838	5月22日	—
3	道の駅柳津交流センター	ぎふ魅力づくり推進部	観光コンベンション課	058-388-8719	5月22日	—
4	鵜飼観覧船待合所	ぎふ魅力づくり推進部	鵜飼観覧船事務所	058-262-0104	5月22日	—
5	鵜飼観覧船造船所	ぎふ魅力づくり推進部	鵜飼観覧船事務所	058-262-0104	5月22日	—
6	観光案内所	ぎふ魅力づくり推進部	観光コンベンション課	058-262-4415	5月19日	—
○ 文化施設						
7	長良川鵜飼伝承館（うかいミュージアム）	ぎふ魅力づくり推進部	観光コンベンション課	058-210-1555	5月22日	—
8	歴史博物館	ぎふ魅力づくり推進部	歴史博物館	058-265-0010	5月22日	—
9	原三溪記念室	ぎふ魅力づくり推進部	歴史博物館	058-270-1080	5月22日	—
10	加藤栄三・東一記念美術館	ぎふ魅力づくり推進部	歴史博物館	058-264-6410	5月22日	—
11	日本遺産・信長居館発掘調査案内所	ぎふ魅力づくり推進部	文化財保護課	058-264-4480	5月22日	—
12	岐阜市立中央図書館	市民協働推進部	図書館	058-262-2924	5月19日	インターネット等による事前予約分の貸出のみ（閲覧利用は禁止）
13	図書館分館ほか5施設（図書室）	市民協働推進部	図書館		5月19日	
○ 貸館施設等						
14	サイクルプラザ地域交流センター	行政部	競輪事業課	058-245-3161	6月1日	—
15	長良川国際会議場	ぎふ魅力づくり推進部	観光コンベンション課	058-296-1200	6月1日	—
16	文化産業交流センター（じゅうろくプラザ）	ぎふ魅力づくり推進部	観光コンベンション課	058-262-0150	6月1日	—
17	文化センター	ぎふ魅力づくり推進部	文化芸術課	058-262-6200	6月1日	—
18	岐阜市民会館	ぎふ魅力づくり推進部	文化芸術課	058-262-8111	6月1日	—
19	サンライフ岐阜（勤労者ふれあいセンター）	経済部	労政・経営支援課	058-233-9321	6月1日	トレーニング室除く
20	勤労会館	経済部	労政・経営支援課	058-245-8901	6月1日	—
21	岐阜市民福祉活動センター	福祉部	福祉政策課	058-265-3891	6月1日	—
22	上下水道事業部本庁舎2階会議室	上下水道事業部	上下水道事業政策課	058-259-7878	6月1日	—

施設名称		所管部	所管課	連絡先	開館予定日	備考
23	東部コミュニティセンター	市民協働推進部	男女共生・生涯学習推進課	058-241-2222	6月2日	6月1日休館
24	西部コミュニティセンター	市民協働推進部	男女共生・生涯学習推進課	058-230-1350	6月2日	6月1日休館
25	北部コミュニティセンター	市民協働推進部	男女共生・生涯学習推進課	058-233-2110	6月2日	6月1日休館
26	南部コミュニティセンター	市民協働推進部	男女共生・生涯学習推進課	058-272-2341	6月2日	6月1日休館
27	日光コミュニティセンター	市民協働推進部	男女共生・生涯学習推進課	058-233-7333	6月2日	6月1日休館
28	長森コミュニティセンター	市民協働推進部	男女共生・生涯学習推進課	058-247-2066	6月2日	6月1日休館
29	市橋コミュニティセンター	市民協働推進部	男女共生・生涯学習推進課	058-275-3412	6月2日	6月1日休館
30	北東部コミュニティセンター	市民協働推進部	男女共生・生涯学習推進課	058-229-3226	6月2日	6月1日休館
31	岐阜市生涯学習センター	市民協働推進部	男女共生・生涯学習推進課	058-268-1050	6月1日	—
32	柳津生涯学習センター	市民協働推進部	男女共生・生涯学習推進課	058-214-4792	6月1日	—
33	もえぎの里生涯学習センター	市民協働推進部	男女共生・生涯学習推進課	058-270-1080	6月2日	6月1日休館
34	柳津地区学習等供用施設（7館）	市民協働推進部	男女共生・生涯学習推進課	058-214-4792	6月2日	6月1日休館
35	公民館（50館）	市民協働推進部	市民活動交流センター	058-214-7158	6月1日	—
36	みんなの森 ぎふメディアコスモス	市民協働推進部	ぎふメディアコスモス事業課	058-265-4101	6月1日	—
37	市民活動交流センター	市民協働推進部	市民活動交流センター	058-264-0011	6月1日	—
○ 運動施設						
38	岐阜市民総合体育館	ぎふ魅力づくり推進部	市民スポーツ課	058-245-0351	6月1日	トレーニング室・格技場等除く
39	南部スポーツセンター	ぎふ魅力づくり推進部	市民スポーツ課	058-274-4949	6月1日	
40	北部体育館	ぎふ魅力づくり推進部	市民スポーツ課	058-233-2030	6月1日	
41	東部体育館	ぎふ魅力づくり推進部	市民スポーツ課	058-241-7812	6月1日	
42	西部体育館	ぎふ魅力づくり推進部	市民スポーツ課	058-251-2757	6月1日	
43	岐阜ファミリーパーク体育館	ぎふ魅力づくり推進部	市民スポーツ課	058-229-5380	6月1日	
44	北西部体育館	ぎふ魅力づくり推進部	市民スポーツ課	058-239-9480	6月1日	
45	体育ルーム	ぎふ魅力づくり推進部	市民スポーツ課	058-268-1063	6月1日	
46	もえぎの里体育館	ぎふ魅力づくり推進部	市民スポーツ課	058-279-6400	6月1日	
47	もえぎの里多目的体育館	ぎふ魅力づくり推進部	市民スポーツ課		6月1日	
48	岐陽体育館	ぎふ魅力づくり推進部	市民スポーツ課	058-245-0351	6月1日	
49	スポーツ交流センター	ぎふ魅力づくり推進部	市民スポーツ課	058-230-1101	6月1日	

施 設 名 称	所管部	所管課	連絡先	開館予定日	備考
○ 児童施設					
50 梅林児童館	子ども未来部	子ども支援課	058-246-9955	6月2日	6月1日休館
51 黒野児童館	子ども未来部	子ども支援課	058-239-7876	6月2日	6月1日休館
52 東児童センター	子ども未来部	子ども支援課	058-241-2723	6月2日	6月1日休館
53 加納児童センター	子ども未来部	子ども支援課	058-274-4655	6月2日	6月1日休館
54 西児童センター	子ども未来部	子ども支援課	058-251-2776	6月2日	6月1日休館
55 日光児童センター	子ども未来部	子ども支援課	058-233-5155	6月2日	6月1日休館
56 本郷児童センター	子ども未来部	子ども支援課	058-254-0275	6月2日	6月1日休館
57 長良児童センター	子ども未来部	子ども支援課	058-231-4666	6月2日	6月1日休館
58 長森児童センター	子ども未来部	子ども支援課	058-248-5210	6月2日	6月1日休館
59 岩野田児童センター	子ども未来部	子ども支援課	058-237-6929	6月2日	6月1日休館
60 サンフレンドみわ・児童センター	子ども未来部	子ども支援課	058-229-5901	6月2日	6月1日休館
61 サンフレンドうずら・児童センター	子ども未来部	子ども支援課	058-275-3520	6月2日	6月1日休館
62 柳津児童館	子ども未来部	子ども支援課	058-387-1333	6月1日	—
63 トリムシアター岐阜	子ども未来部	子ども支援課	058-262-2811	6月2日	6月1日休館
64 子ども・若者自立支援教室	子ども未来部	子ども・若者総合支援センター	058-269-1321 (子若センター)	6月3日	学校再開2日後開室
65 鷺山子ども館	子ども未来部	子ども支援課	058-214-2398 (子ども支援課)	6月2日	6月1日休館
66 科学館	教育委員会事務局	科学館	058-272-1333	6月2日	6月1日休館
67 青少年会館(5館)	教育委員会事務局	社会・青少年教育課	058-266-5134	6月2日	6月1日休館
○ 福祉施設					
68 和楽園	福祉部	高齢福祉課	058-246-4101	6月1日	—
69 友楽園	福祉部	高齢福祉課	058-263-6767	6月1日	—
70 西部福祉会館	福祉部	高齢福祉課	058-253-5121	6月1日	—
71 三楽園	福祉部	高齢福祉課	058-229-5068	6月1日	—
72 柳津高齢者福祉センター	福祉部	高齢福祉課	058-387-1333	6月1日	—
73 みやこ老人センター	福祉部	高齢福祉課	058-252-4738	6月1日	—
74 ふれあいの館「白山」	福祉部	高齢福祉課	058-240-1245	6月1日	—
75 三田洞神仏温泉	福祉部	高齢福祉課	058-237-3734	6月2日	6月1日休館

施 設 名 称		所管部	所管課	連絡先	開館予定日	備考
○ その他施設						
76	ぎふまちなかレンタサイクル	ぎふ魅力づくり推進部	観光コンベンション課	058-266-1377 (にぎわいまち公社)	5月22日	—
77	柳ヶ瀬健康ステーション	健康部	健康増進課	058-252-7193	6月1日	—
78	長良川防災・健康ステーション	健康部、基盤整備部	健康増進課、水防対策課	058-252-7193 058-296-2220	6月1日	—
79	ブラザ掛洞（余熱利用施設）	環境部	掛洞プラント	058-239-9390	6月2日	6月1日休館
80	リフレ芥見	環境部	東部クリーンセンター	058-241-8831	6月2日	6月1日休館
81	自然・環境保全学習センター	環境部	環境保全課	058-214-2151	5月17日	—
82	市営住宅集会所	まちづくり推進部	住宅課	058-265-3902	5月22日	—
83	岐阜シティ・タワー43（43階展望室）	都市建設部	市街地再開発課	058-214-4629	5月17日	—
84	水の資料館	上下水道事業部	水源管理室	058-259-7878	5月17日	—
85	黒野共栄館	市民協働推進部	人権啓発センター	058-239-0280	6月1日	—
86	早田教育集会所	市民協働推進部	人権啓発センター	058-294-3700	6月1日	—
87	女性センター	市民協働推進部	男女共生・生涯学習推進課	058-268-1052	6月1日	—
88	少年自然の家	教育委員会事務局	社会・青少年教育課	058-229-2888	6月2日	6月1日休館

【屋外施設】

施設名 称		所管部	所管課	備考	開館予定日	備考
○運動施設						
89	厚八運動場・テニスコート	ぎふ魅力づくり推進部	市民スポーツ課	058-214-2371	6月1日	—
90	柳津運動場	ぎふ魅力づくり推進部	市民スポーツ課		6月1日	—
91	高桑運動広場	ぎふ魅力づくり推進部	市民スポーツ課	058-214-2371	6月1日	—
92	坂巻運動広場	ぎふ魅力づくり推進部	市民スポーツ課		6月1日	—
93	岐陽運動場	ぎふ魅力づくり推進部	市民スポーツ課		6月1日	—
94	島西運動場	ぎふ魅力づくり推進部	市民スポーツ課		6月1日	—
95	諏訪山運動場	ぎふ魅力づくり推進部	市民スポーツ課	058-214-2371	6月1日	—
96	則松球場	ぎふ魅力づくり推進部	市民スポーツ課		6月1日	—
97	フィールド掛洞	ぎふ魅力づくり推進部	市民スポーツ課		6月1日	—
98	板屋テニスコート	環境部	環境施設課	058-214-2167	6月1日	—
99	上下水道事業部北部プラント多目的グラウンド	上下水道事業部	北部プラント	058-232-1992	6月1日	—
100	上下水道事業部北西部プラント芝生広場（ゲートボール場）	上下水道事業部	北部プラント		6月1日	—
101	上下水道事業部南部プラント屋上グラウンド	上下水道事業部	南部プラント	058-272-1033	6月1日	—
102	岐阜市立女子短期大学(テニスコート、体育館、グラウンド)	女子短期大学	総務管理課	058-296-3131	6月1日	—
○公園施設						
103	岐阜公園	都市建設部	公園整備課	058-214-2182	5月17日	—
104	長良公園ほか10公園（指定管理施設）	都市建設部	公園整備課		5月17日	—
105	その他公園（368公園）	都市建設部	公園整備課		5月17日以降準備が整い次第、 順次再開	—
○その他施設						
106	ながら川ふれあいの森	経済部	農林園芸課	058-237-6677	5月17日	—

コロナ社会を生き抜くための皆様へのお願い

皆様には、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策に最大限のご協力をいただくなど、

オール岐阜市として戦っていただいていることに改めて感謝を申し上げます。

政府は、岐阜県を**特定警戒県・緊急事態宣言区域**から解除しましたが、

引き続き**感染防止に取り組む**よう求めており、本市においても**油断できない状況**が続いています。

新型コロナウイルス**感染症との戦い**は、ワクチンが開発されるまで**長期戦**です。

あらゆる経済活動や市民生活において、感染防止を土台に置く**“with コロナ”**の考え方の下、

感染防止を徹底していただきますようお願いいたします。

皆様のご理解、ご協力をお願いします。

岐阜市長 柴橋 正直

市民の皆様へのお願い

○「新しい生活様式」の徹底

- ・感染防止の基本である「身体的距離の確保・マスクの着用・手洗い」の実践
- ・感染が流行している地域への移動の自粛など移動に関する感染対策の実践
- ・日常生活を営む上での基本的な生活様式（手洗い・手指消毒、3密の回避（密集・密接・密閉）など）の実践

事業者の皆様へのお願い

○感染防止対策の徹底

- ・お客様や従業員の方々、なにより、皆さんの事業を守るため、手洗い・消毒、3密の回避、従業員の健康チェックなどの感染防止対策（運営マニュアルの作成・遵守）の徹底
- ・新しいスタイルの働き方（テレワークやローテーション勤務、時差勤務など）の実践